

2016年7月14日

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の
一部を改正する省令案等への意見

日本生活協同組合連合会

今回の制度改定は「再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立」を目的に行われます。未稼働案件への対処は、国民負担の抑制につながるものと評価しつつ、「再生可能エネルギーの最大限の導入」に向けては「消費者の選択」が生きる仕組みとすべきとの考え方から、以下の意見を提出いたします。

【該当箇所】

VII 送配電事業者による再生可能エネルギー電気の買取り

2. 再生可能エネルギー電気の供給又は使用の基準に関する事項【第17条第1項関係】
3. 再生可能エネルギー電気卸供給約款に関する事項【第18条第1項、第4項関係】

【意見】

FIT発電事業者と小売電気事業者双方の合意に基づいて、再生可能エネルギーを発電所・電源を特定し、表示できる形で引き渡す「電源・供給先固定型」は、消費者の選択の幅を確保するために重要な仕組みです。需要家（消費者）が電源を選択するために、今後も恒久的な制度として維持・発展させていくことを求めます。

【理由】

「消費者が電気を選べる」状況をつくることは、電力システム改革の基本的な目標です。その視点から今回のFIT制度の見直しを見たとき、電源を特定した供給が必要となる場合において、再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づく送配電事業者と小売電気事業者との相対供給を可能とする「電源・供給先固定型」の仕組みは、消費者の選択の幅を確保するために不可欠なものです。この仕組みを恒久的な制度として今後も維持・発展させていくことを求めます。

以上